

あそぶ



食べる



触れあい
じゃれあい
笑いあい



眠る 休む

生きる
・
育つ

第6条
生きる権利
・
育つ権利

すべての 子どもが幸せに 仲間と笑顔で子ども 時代をすごせるように

いづどんな国に生まれても、すべての子どもたちは1人の人間として尊ばれ、愛情と豊かな環境の中で、子ども時代を過ごす権利を持っています。先人は、生命をも脅かされる大人の争い＝戦争に巻き込まれ、心も体も傷つけられる子どもたち、過酷な労働を強いられる子どもたちの悲劇を繰り返すまいと、長い歩みを重ねてきました。そして1989年

11月20日、国連は「子どもの権利条約」(54条)を制定しました。大きく分けて、“生きる・育つ・守られる・参加する”という4つの権利を子どもは持っている事を宣言したのです。日本では、5年後にやっと批准されました。

今、各地で、この条約の実現をめざし“子どもたちが笑顔で安心して過ごせる居場所をつくらう”と多くの取り組みがなされています。ここでは、写真を通して私たちの保育園を紹介します。

意見を
表す

第12条
意見を表す
権利



仲間と共に
育ち合う



手をつなぐ子育て



あそぶ
・
文化芸術
活動

第31条
休み、遊ぶ権利



各地域の保育カレンダーお問い合わせ先

地域	園名	住所	TEL
東北	是川保育園	青森県八戸市是川2-15	0178-96-4082
	なごみ保育園	福島県郡山市富田町字上赤沼34-105	024-961-0753
茨城	そとの保育園	茨城県石岡市東大橋1639-2	0299-26-3508
	はなのわ保育園	茨城県ひたちなか市西光地1丁目6-3	029-273-0493
東海	編集委員長 恵の実保育園	愛知県豊川市市田町原山97、98	0533-65-9803
	たけのこ保育園	静岡県島田市阿知ヶ谷277	0547-35-0066
関西	くるみ共同保育園	大阪府羽曳野市壺井508-1	072-957-3282

地域	園名	住所	TEL
関西	認定こども園 鷹巣ひかり	福井県福井市西二ツ屋町第9号8番	0776-86-1066
島根	こぐま保育園	島根県出雲市大社町入南1307-5	0853-53-1123
	あゆみ保育園	島根県安来市島田町1203-1	0854-23-1557
九州	あゆみの森 共同保育園	福岡県北九州市八幡西区鳴水町5-22	093-645-3264
	女の都こども園	長崎県長崎市女の都3-2-4	095-847-5727
	ひいらぎ保育園	福岡県久留米市上津町2143-1	0942-51-0800
事務局	女の都こども園	長崎県長崎市女の都3-2-4	095-847-5727

カレンダーへのご意見・ご感想は編集委員会までお寄せ下さい。

保育カレンダー だより

No.40 2022年9月

発行：保育カレンダー編集委員会

愛知県豊川市市田町原山97、98

恵の実保育園内

TEL 0533-65-9803 FAX 0533-84-9777

Eメール：hoikuen.enomi@gmail.com



2023年版カレンダー
10月
上旬より
販売スタート

子どもにとっての最善を創り出す

— 今年も保育カレンダーの普及にご協力をお願いします —

私たちは絵を通して子どもが「育つ」ことを、この保育カレンダーで発信し続けています。

年々激しく変化する地球環境や次々と現れる新しいウイルス、そして21世紀を迎えてもなお繰り返される戦争。今、世界全体に不安が押し寄せています。けれども私たちには人類が生み出してきた、平和や子どもの幸せを実現するための叡智(日本国憲法、児童憲章、子どもの権利条約)があります。先を生きる大人としての責任をどう果たすかが問われているのではないのでしょうか？

私たちは、日々の保育実践の中で「子どもは一人の人間として尊ばれる」ことを何より大切にしています。保育カレンダーには、大人たちが集い学びながら知恵を出し合い、今できる子どもにとつての最善を創り出す：そんな各地の奮闘が集められています。

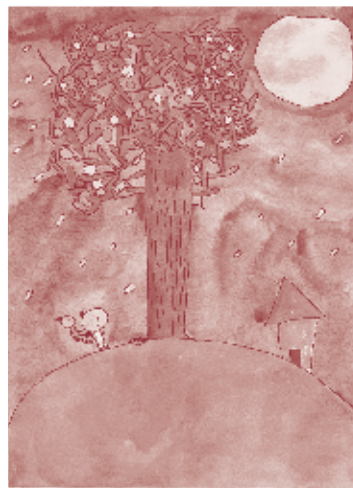
かけがえのない子ども時代を子どもらしく生きている姿を知って頂き、保育カレンダーの普及にご協力よろしく申し上げます。



2023年 保育カレンダー

2021 年度 / 卒園児の絵

1月
古志ひまわり保育園（島根県）
6歳9カ月の女の子

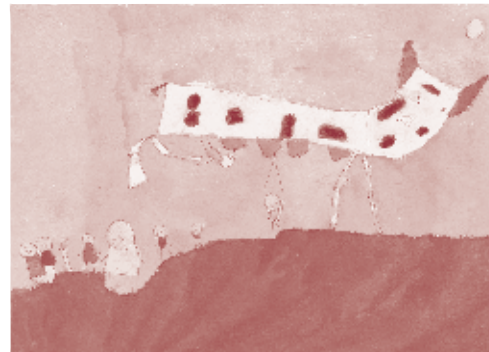


2月 こばと保育園（福岡県）



6歳4カ月の男の子

3月 かもめ保育園（北海道）



6歳3カ月の女の子

4月 認定こども園 鷹巣ひかり（福井県）



6歳5カ月の女の子



6歳6カ月の男の子

5月 ひょうたん山共同保育園（京都府）



6歳6カ月の男の子

6月 石巻たから保育園（宮城県）



6歳1カ月の男の子



6歳2カ月の男の子

7月 恵の実保育園（愛知県）



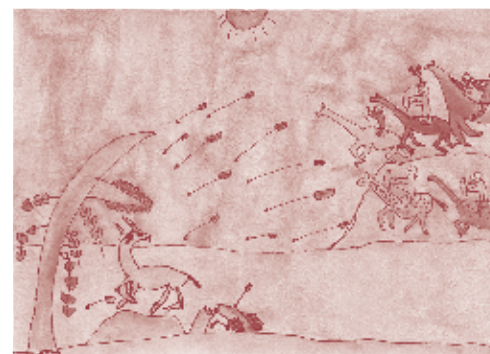
6歳3カ月の女の子

8月 野いちご保育園（茨城県）



6歳7カ月の女の子

9月 まつぼっくり保育園（茨城県）



6歳7カ月の男の子

10月 くりのみ保育園（兵庫県）



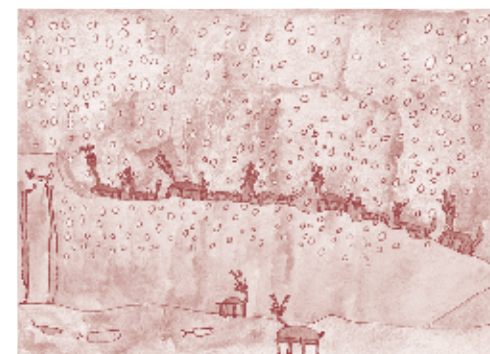
6歳7カ月の男の子

11月 つぼみ幼稚園・保育園（福岡県）



6歳6カ月の女の子

12月 大田こばと保育園（島根県）



6歳9カ月の男の子

「子どもの権利」の保障は平和であってこそ — その実現は、私たち大人の責任 —

愛されることは子どもの権利です。

2016年の改正により、児童福祉法1条に児童権利条約（子どもの権利条約）の理念が盛り込まれ、子どもが権利の主体であることが条文上明らかになりました。そこには「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる事その他の福祉を等しく保障される権利を有する」とあります。

権利（人権）というと、難しい感じがしますが、人権とは、生まれながらにして持っている当たり前のもの（生まれながらにして保障されているもの）のことです。

日本が子どもの権利条約を批准したころ、私は中高生でした。新聞に「あなたはどの権利が一番大事だと思いますか」という問いかけとともに、いくつかの条文が載っていました。命が守られる権利、必要な医療が受けられる権利、意見を表明する権利、暴力などから保護される権利、教育を受ける権利など。当時の私は、「当たり前のことばかり書いてある。何でわ

弁護士 岡田 和枝



ざわざこんな条約が必要なんだろう。」と疑問に思いました。とても幸せな（そして世間知らずな）子ども時代を過ごしていたということです。決して当たり前ではないことを知ったのは大人になってからです。

ただ、たとえ立派な条約や憲法があっても、紙に書いてあるだけでは、人権は絵に描いた餅で終わってしまいます。全ての子どもの人権が等しく保障されるためには、医療、福祉、教育などが必要となります。これらは決して恩恵や特権ではありません。保育も同じです。保育士の日々の奮闘は、子どもの愛される権利や心身共に健やかに成長する権利など様々な子どもの人権を保障するための実践そのものです。

そして、何より、全ての子どもの人権が保障されるためには、世の中が平和であることが大前提です。世界に目を向ければ、いまこの瞬間も戦争や紛争に巻き込まれ多くの子どもの人権が侵害されています。全ての子どもが、生まれながらにして持っている当たり前のものを享受し、心身共に健やかに成長できるように平和な世の中をつくることは私たち大人の責任です。